平成２５年（フ）第８１５号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷２丁目12番３号
債務者　林　　修正
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　貴行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月29日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８１６号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷２丁目12番３号
債務者　村上　　広
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　貴行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月29日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２７０５号
大阪府豊中市庄内栄町４丁目15番５号
債務者　岡本　　均
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　伸哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３０２号
横浜市神奈川区片倉５丁目11番48号　ハイツカルテット201号
債務者　合田　美映
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小宮　玲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９３号
青森県八戸市大字市川町字下大谷地32番地12
債務者　筑田さかゑ
1　決定年月日時　平成25年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第４０６号
宮城県黒川郡富谷町富谷字清水仲118番地５　アーク・プラザ壱番館202
債務者　谷川　佳男
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　純也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月21日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３４号
岩手県一関市萩荘字川崎109番地　レオパレスＫ１・106、前住所岩手県一関市花泉町涌津字道下42番地４
債務者　松井　　博
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第２７８号
愛知県安城市新明町18番地８　ハイネスエル101
債務者　今井　秀一
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２８２号
愛知県岡崎市葵町15番地５　レインボー葵204
債務者　澤井津奈子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３２４号
愛知県みよし市三好町蜂ヶ池29番地265　ひかりグリーンハイツ３－Ｂ号
債務者　岡部　又重
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月２日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３１４号
埼玉県川口市飯原町８番13号　エステート衣紋ウエスト101号
債務者　鈴木美智子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５２３号
埼玉県戸田市中町１丁目６番地の９　ＫＳビル201号室
債務者　杉本　千春
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６６３号
埼玉県志木市中宗岡１丁目５番38―203号
債務者　野中　啓介
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７７７号
さいたま市浦和区領家７丁目20番16号　１―208
債務者　岡田　愛子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８２４号
さいたま市北区本郷町17番地８　県営西本郷団地502
債務者　松永　勝利
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８３１号
埼玉県加須市南町15番64号
債務者　田中　俊彦
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８４４号
埼玉県戸田市下戸田２丁目12番７号
債務者　渡邉　勝子
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係